

諮 問 書

佐市納税 第85号
平成29年7月21日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上 英明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定の適用を受けるため、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

納税課執務室内への監視カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集及び保有個人情報の外部提供について

2 諮問理由

納税課窓口において、納税者との折衝の際、納税者が大声を出したり長時間居座るなどの威圧的行為により、不当要求を繰り返すなどの問題行動を起こす場合があり、こうした問題行動の抑止を図ることと併せ、納税課執務室内に設置された金庫のセキュリティー向上を図ることを目的に、納税課執務室内に監視カメラを設置するため。

3 設置者（管理者）

市民生活部 納税課

4 設置時期

平成29年9月（予定）

5 監視カメラの概要

(1) 設置場所

本庁舎3階 納税課執務室内

(2) 設置台数

7台（うち1台は金庫監視用）

(3) 稼働時間

常時稼働（ただし、モニターは必要時のみ使用する。）

(4) 監視カメラ設置の掲示

監視カメラ設置場所に、監視カメラが作動中である旨を明示した表示板を掲示する。

(5) 記録装置等

- ① 納税課執務室内に、モニター及び記録装置を設置する。
- ② 記録装置は、納税課執務室内に設置し、鍵付きのラックに収納する。
- ③ 納税課執務室は、日中は職員が常駐し、夜間及び閉庁日はラックを施錠する。
- ④ ラックの鍵は管理者が管理を行い、納税課執務室内の金庫に保管する。開庁日以外の鍵の使用については、鍵使用簿に記録するものとする。

6 画像データの管理等

(1) 画像データの記録方法及び保存期間

- ① 画像データは、撮影を行ってから最低10日間は記録装置に保存する。
- ② 保存期間を経過した画像データは、新しい画像データが上書き記録されることで自動的に完全消去される。

(2) 管理規程

「納税課執務室内監視カメラ取扱要綱」（以下「要綱」という。）を定め、監視カメラ及び画像データの適正な取扱いに努める。

(3) 管理者及び取扱者の指定

納税課長を管理者とし、納税課職員の中から管理者が取扱者を指定し、要綱に則り監視カメラ及び画像データの適正な管理に努める。

7 画像データの外部提供

画像データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」及び「納税課執務室内監視カメラ取扱要綱」に基づき行う。

具体例としては、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対する回答や、同法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合などが考えられる。

なお、画像データの外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲を限定し、外部記録媒体に複写した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却などの条件を付すものとする。

納税課執務室内監視カメラ取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、窓口での威迫・暴力行為の抑止対策及び金庫のセキュリティー向上のために、納税課執務室内に設置する監視カメラ及び関連機器(以下「監視カメラ」という。)並びにこれらにより記録された画像情報(以下「画像データ」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラを設置する場所は、納税課執務室内とする。

- 2 監視カメラの撮影範囲は、第1条の目的を達成するために必要な範囲とする。
- 3 監視カメラの設置場所には、監視カメラが作動中である旨の表示板を掲示する。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラ及び画像データの適正な管理及び運用を図るため、監視カメラ管理者(以下「管理者」という。)及び監視カメラ取扱者(以下「取扱者」という。)を納税課に置く。

- 2 管理者は納税課長とし、この要綱の規定に基づき、監視カメラ及び画像データの管理及び運用に関する方針等の決定を行う。
- 3 取扱者は、納税課職員の中から管理者が指名する。
- 4 取扱者は、管理者からの指示により監視カメラ及び画像データを取扱う際には、この要綱を遵守し、意図しない画像データの外部流出等が生じないように留意しなければならない。

(画像データの取扱い)

第4条 監視カメラは、常時稼動するものとし、画像データは監視カメラの記録装置に記録するものとする。

- 2 画像データの保存期間は、画像の記録時から起算して最短で10日間、最長は記録装置の記録容量に達するまでとする。ただし、次条の規定により画像データを提供する必要があるとき又は管理者が必要と認めるときは、これを越えて保存することができる。
- 3 前項に規定する保存期間を経過した画像データは、記録装置の当該画像データが記録された領域に、新たな画像データを記録する方法により消去されるものとする。

(画像データの外部提供)

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合に限り、管理者及び取扱者以外の者に提供することができる。このとき、画像データの提供方法は、管理者との協議によるものとする。

2 前項の規定に基づき画像データを提供するときは、提供先に対し次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 提供された画像データを、管理者の許可なく複製してはならないこと
- (2) 提供された画像データを、管理者の許可なく第三者に引き渡さないこと
- (3) 提供された画像データが不要になったときは、速やかに返却すること

3 管理者は、提供先から返却された画像データを適切に処理しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、監視カメラの取扱いに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成29年 月 日から施行する。

納税課執務室全景



納税課カウンター



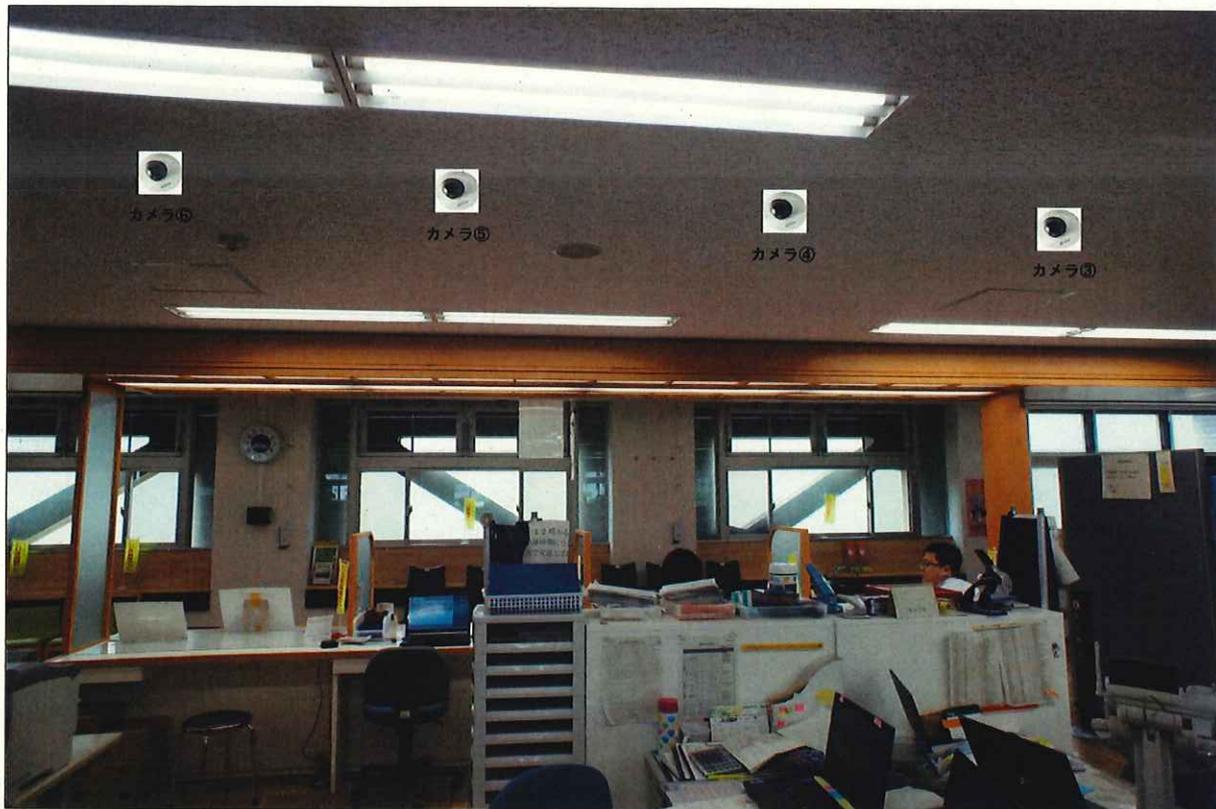
カメラ①② 設置イメージ



カメラ①② 撮影イメージ



カメラ③④⑤⑥ 設置イメージ



カメラ③④⑤⑥ 撮影イメージ



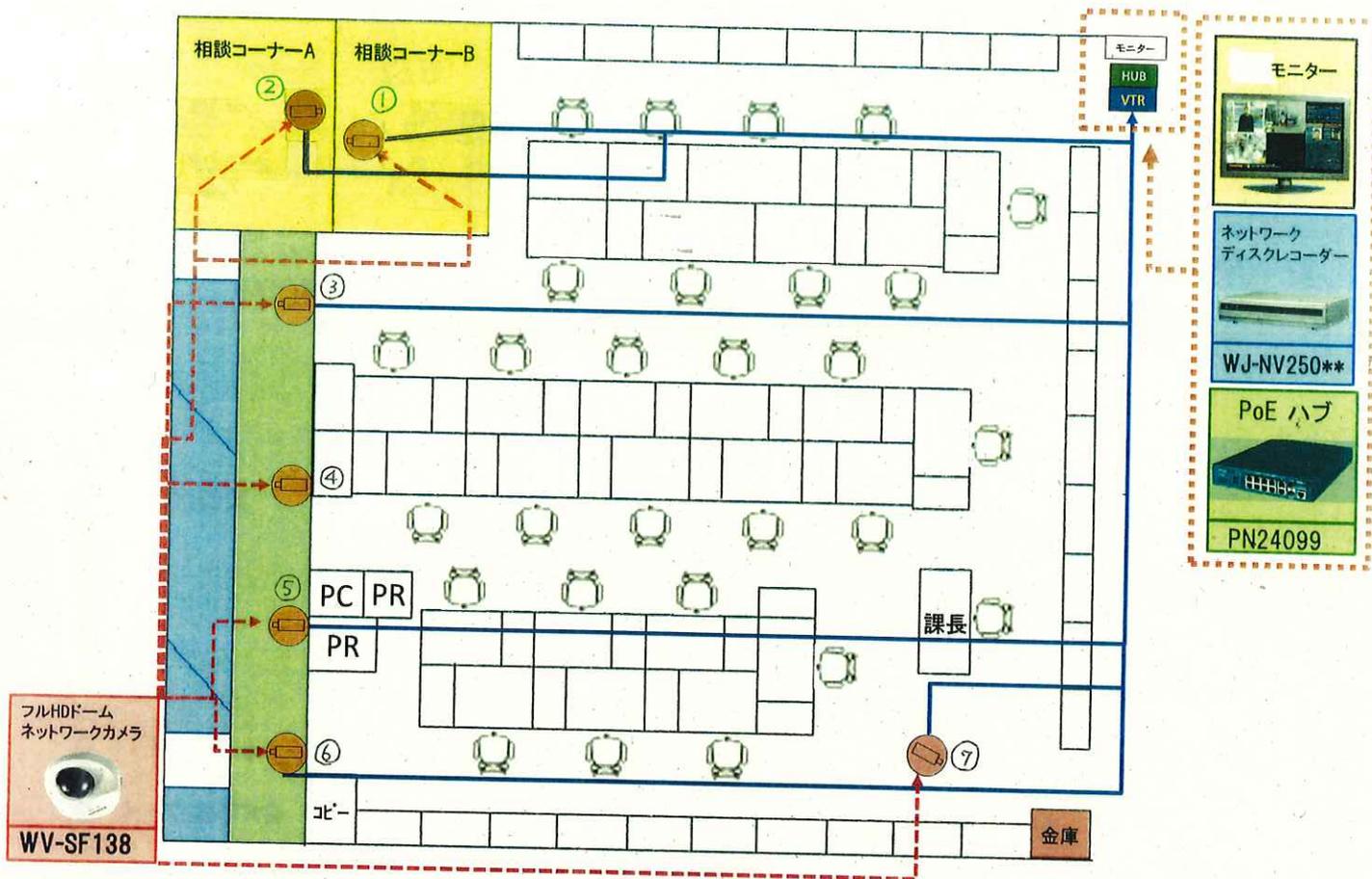
カメラ⑦ 設置イメージ



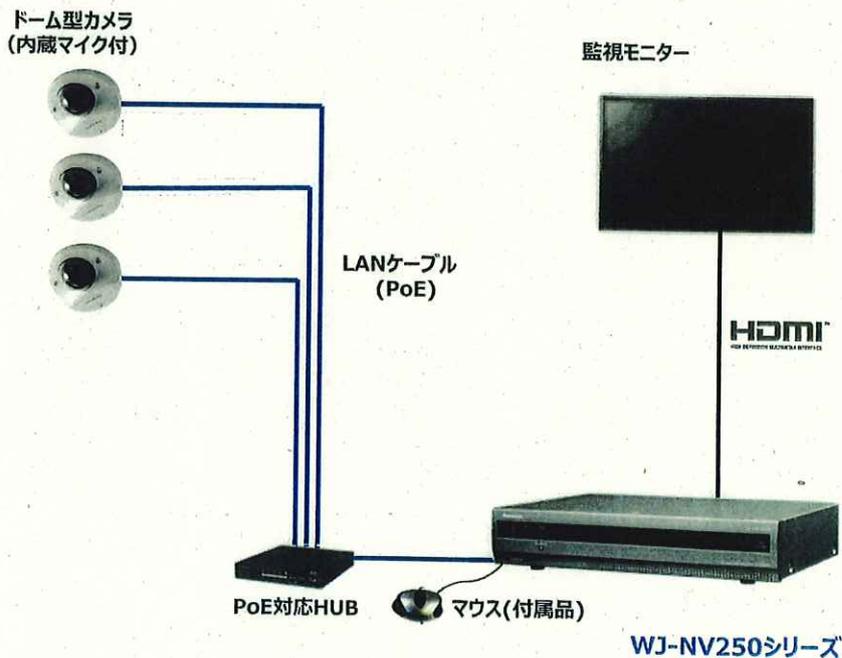
カメラ⑦ 撮影イメージ



【納税課執務室内 設置案】



【機器のイメージ】



- ・カメラ最大24台まで接続可能(別売りカメラ拡張キット必要)
- ・HDD容量は選べる5モデル(500GB~4TB)
- ・設定から再生、検索、コピーまで付属マウスで操作可能